

倫理規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人地域 DX 研究所くまぐま（以下「法人」という。）の役員及び職員が、法人の目的の実現に当たり遵守すべき基本的事項を定め、もって法人運営の公正性、透明性及び社会的信頼の確保を図ることを目的とする。

第2条（組織の使命及び社会的責任）

法人は、定款第3条に定める目的に従い、地域社会の発展及び公共の利益に資する活動を行う組織として重大な社会的責任を負うことを自覚し、社会からの期待に応える公正かつ誠実な事業運営を行わなければならない。

第3条（適用範囲）

- 1 この規程は、法人の理事その他の役員及び職員に適用する。
- 2 法人の業務に従事する委託先、協力者その他の関係者に対しても、この規程の趣旨の理解及び遵守を求めるものとする。

第4条（基本的人権の尊重）

- 1 法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、人種、国籍、信条、宗教、障害の有無、年齢、性別、性的指向、性自認、婚姻の有無その他業務遂行と関係のない事由により、差別的取扱いを行わない。
- 2 法人は、いかなるハラスメントも許容しない。

第5条（個性と能力を活かせる職場環境）

法人は、役員及び職員一人ひとりが、その人格、個性、意欲及び能力を尊重され、安全かつ健全な環境の下で能力を最大限に発揮できる職場づくりに努める。

第6条（法令等の遵守）

法人は、すべての事業活動において、法令、定款、諸規程及び社会規範を遵守し、社会的良識をもって誠実に行動しなければならない。

第7条（反社会的勢力との関係遮断）

法人は、反社会的勢力及びこれに準ずる団体又は個人に対し、名目のいかなを問わず、利益

の供与その他一切の関係を持たない。

第8条（役員等の責務）

- 1 役員は、この規程の趣旨を深く理解し、自ら率先してこれを遵守するとともに、職員その他の関係者に対し、その周知徹底を図らなければならない。
- 2 役員及び職員は、倫理上の問題が生じた場合には、法人の信頼を損なうことのないよう、速やかに適切な対応をとらなければならない。

第9条（私的利益の禁止） 役員及び職員は、その地位、職務上の権限又は法人が保有する情報を利用して、自己又は第三者の私的利益を図ってはならない。

第10条（利益相反の防止）

- 1 役員及び職員は、その職務の執行に当たり、法人の利益と自己又は第三者の利益とが相反し、又は相反するおそれがある行為を行ってはならない。
- 2 役員及び職員は、特定の個人、団体、取引先、共同研究先又は関係先に対し、合理的理由なく特別の利益を与えてはならない。
- 3 役員及び職員は、法人との契約、取引、助成、委託、共同事業その他の関係において、利益相反のおそれがある場合には、あらかじめこれを開示し、法人の定める手続に従わなければならない。
- 4 法人は、利益相反のおそれがある場合には、審議又は意思決定への不参加その他必要な措置を講ずるものとする。

第11条（利益相反の自己申告）

- 1 役員及び職員は、就任又は採用の時に、自己又はその近親者に関する法人との利害関係の有無について、法人の定める方法により申告しなければならない。
- 2 前項の申告内容に重要な変更が生じたときは、速やかに追加の申告を行わなければならない。

第12条（情報開示及び説明責任）

法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、法令及び法人の定めるところに従い、活動状況、運営内容、財務状況その他必要な情報を適切に開示し、説明責任を果たすよう努める。

第13条（個人情報及び秘密情報の保護）

- 1 法人は、業務上知り得た個人情報及び秘密情報を適切に管理し、法令及び法人の定める規程に従って保護しなければならない。

2 役員及び職員は、在職中はもとより退任又は退職後も、正当な理由なくこれらの情報を漏えいし、又は目的外に利用してはならない。

第14条（研究・調査・技術活用における倫理）

1 法人は、地域 DX、IoT、AI、通信、データ活用その他の事業を実施するに当たり、対象地域の住民、利用者及び関係者の権利利益、安全及び尊厳に十分配慮しなければならない。

2 役員及び職員は、データの取得、分析、公表及び利活用に当たり、適法性、必要性、相当性及び透明性を確保しなければならない。

3 法人は、技術の導入又は活用が地域社会に与える影響を十分に検討し、過度の不利益、不公平又は不当な監視を生じさせないように努める。

第15条（安全及び衛生）

法人は、役員、職員、利用者及び関係者の安全と健康を確保するため、施設、設備、業務体制その他必要な安全衛生上の措置を講ずるよう努める。

第16条（環境への配慮）

法人は、環境問題の重要性を認識し、省資源、省エネルギー、資源循環その他環境負荷の低減に配慮した事業活動を行うよう努める。

第17条（研鑽）

役員及び職員は、法人の使命を効果的に果たすため、関係法令、専門知識、技術及び倫理に関する理解を深め、継続的な自己研鑽に努めなければならない。

第18条（通報及び相談）

1 役員及び職員は、この規程に違反し、又は違反するおそれのある行為を認識したときは、速やかに法人に報告し、又は相談するものとする。

2 法人は、前項の報告又は相談を行った者に対し、当該報告又は相談を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第19条（違反への対応）

1 法人は、この規程に違反する行為が認められた場合には、事実関係を調査し、必要に応じて是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。

2 違反の内容が重大である場合には、法令、定款及び就業規則その他の諸規程に基づき、必要な措置をとることができる。

第20条（改廃）

この規程の改廃は、社員総会の決議により行う。

附則

この規程は、令和 8 年 5 月 26 日から施行する。